

様式第 2 号（政務活動実施報告書）

2016 年 7 月 24 日

井原市議会議長
上 野 安 是 様

井原市議会議員 西村 慎次郎

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実 施 期 間	平成 28 年 7 月 20 日（水）～平成 28 年 7 月 21 日（木）
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・ 陳情活動先	東京都千代田区外神田 1-7-5 フロントプレイス秋葉原 2 階
3. 研修会等の名称 または視察、要請・ 陳情活動内容	地方が創る日本の未来 議員フォーラム 2016 年 ～地方議会から教育を変える～ ○教育委員から見た役所と議会 ○教育問題を取り上げる効果的な議員活動 ○一般質問、決算質疑にいかす教育行政の問題点
4. 研修会等の講師名 または視察、要請・ 陳情活動先の担当者 名	○一般社団法人家庭教育支援センターペアレンツキャンプ代 表理事、大阪府大東市教育委員 水野 達朗 氏 ○元寝屋川市議会議員、同志社大学生命医科学部講師、医療・ 健康問題研究所代表 宮本 正一 氏 ○大阪市立大学大学院創造都市研究科 准教授 永田 潤子氏
5. 活 動 内 容	別紙①のとおり

1. 報告書は、政務活動終了後 2 週間以内に提出すること。
2. 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

別紙①

1. 教育委員から見た役所と議会	
(1) 教育委員会と議会の関係	
① 教育委員会制度とは	
・昭和23年「教育委員会法」が制定	
・昭和31年「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が制定	
② 教育委員会制度の趣旨	
○政治的中立性の確保	
○継続性、安定性の確保	
○地域住民の意向の反映	
③ 教育委員会制度の特性	
○首長からの独立性	
○合議制	
○住民による意思決定（レイマンコントロール）	
④ 教育委員の役割・・・次のような多岐にわたる	
◆各種会議への参加（定例会、臨時会議、総合教育会議）	
・法令の改正に伴う条例等の改定・制定に関する事	
・議会への議案提出案件の承認等に関する事	
・人事管理及び執行に関する事	
・校舎その他の施設に関する事	
・教具、備品の設備・整備に関する事	
・学校給食に関する事	
・教科書採択に関する事	
・スポーツに関する事	
・文化財の保護に関する事	
・社会教育に関する事	

別紙①

◆各種会議への参加以外の業務
・教育行政の提案及び政策アイデアの提案
・住民の教育ニーズの伝達
・住民への教育問題の説明
・住民への教育委員会の教育政策の周知
・幼稚園及び小中学校で行われる行事への出席
・「入園・入学式」及び「卒園・卒業式」での来賓参加
・公民館等地域で開催される教育関係者団体が主催する行事への出席及び祝辞
・教科書採択に関する評価及び選定
・小中学校の管理職の昇任時の面接
・小中学校等の教育現場の視察
・各種研修及び交流会等への参加
⑤ 首長と教育委員会の関係
・教育委員会は、教育分野に関し、相当広く権限を有している。
・スポーツと文化に関しては、原則教育委員会所管だが、条例を制定すれば首長に移管することが可能
・平成２７年の地教行政改正で首長の権限が強化される。
⑥ 教育委員会と議会との関係
★教育施策に関する説明責任
・教育委員会は議会を通じて市民に対する説明責任を果たしている。
・議会質問によって教育行政に市民の声が届いている。
★教育長及び教育委員の任命に対する議会同意
・首長が教育長及び教育委員を選任する際、議会同意を得ることが必要である。
・教育委員会は首長から独立した機関として位置づけられているため、その選任に関する議会同意は極めて重要である。
・今後の教育行政に影響が大きい人選となるので、議会同意は十分吟味し慎重に行うことが望まれる。

別紙①

(2) ターニングポイントを迎えた教育委員会制度
① 旧教育委員会制度の課題
○地域住民の意向を十分に反映していない
○迅速さ、機動性に欠ける
○権限と責任の所在が不明確
○教育委員会の審議等が形骸化している
② 新教育委員会制度（平成27年4月改正）の4つのポイント
○教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置
・首長が直接教育長を任命することにより、任命責任が明確化された。
・緊急時にも、常勤の教育長が教育委員会会議を招集できるようになった。
・第一義的な責任者が教育長に一本化された。
○教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化
・新「教育長」の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集が可能になる。
・委員の定数の3分の1以上が会議に付議すべき事件を示して会議の招集を請求した場合、会議の招集が可能になる。（地教行法14条2項）
・教育長に委任した事務の管理及び執行状況を報告する義務についての規定が教育委員会規則によって定められる。（地教行法25条3項）
・会議の透明化のため、原則として会議の議事録を作成し、公表される。
○すべての地方自治体に「総合教育会議」を設置
・首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になり、首長が公の場で教育政策について議論することが可能になる。
・首長と教育委員会が協議や調整をすることにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたる事が可能になる。
○教育に関する「大綱」を首長が策定
・教育の目標や施策の根本的な方針である「大綱」を地方自治体で定める。
・総合教育会議において、首長と教育委員会が協議や調整を尽くし、首長が「大綱」を策定する。

別紙①

・ 首長及び教育委員会は策定した対応の下に、それぞれの所管する事務を執行する。
(3) 最新の教育行政課題についての5つの提言
① 教育委員の選任課程をチェックしよう
・ 地域割り（地区代表制）の慣行
・ 会派バランスによる慣行
・ 教員や学校関係者が多い
・ 子育て世代の委員が少ない
・ 職種によっては教育委員との両立が難しい
・ 退職後の名誉職になっている例が多い
② 市民に開かれた教育委員会にしよう
○現状の課題：教育委員会の定例会や総合教育会議の傍聴者が少ない
○教育委員会会議の運営上の工夫に関する取り組み
・ 土日、祝日、夕方以降の時間帯（17時00分～）の開催
・ 傍聴者が多数入場できる、大規模な会場での開催
・ 教育委員会会議開催前の事前資料の配布
・ 教育委員会会議の開催日時や議案等の情報をホームページに掲載するなどして積極的に告知
③ 教育委員会事務局に目を向けよう
○教育委員として感じた課題
・ 所管業務が多い（関連資料の量も多い）
・ 教育委員と事務局職員の意見交換の場が少ない
・ 子育て世代の教育委員が少ない（待遇的に厳しい）
○教育委員が動くことで教育委員会事務局が変わった例
・ 教育委員会事務局内に教育委員のデスクを用意させる
・ 学校訪問をすることで、現場と事務局の間の橋渡しをする
・ 傍聴者を増加させるために会議の夜間開催や土日開催を提言

別紙①

④ 教育行政の広報活動を変えよう
○現状の課題
・全国と比べても先進的な取り組みがあるのに市民が知らない
・教育委員会主催のイベントに人が集まらない
・部局ごとの広報活動がバラバラ
○市民に教育行政の取り組みを伝えるための広報活動のポイント
・ターゲットを絞った広報活動が必要
・部局間連携が重要になる
・民間の力を有効活用する
⑤ 家庭教育支援を充実させよう
○家庭教育支援とは
教育基本法では、国及び地方公共団体の責務として、家庭教育の自主性を尊重しつ
つ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供など、家庭教育を支援するための必要
な施策を講じることを規定している。
○国の家庭教育に関連する4つの重点事業
・学びの機会の充実や多様な主体のネットワークによる家庭教育支援
・アウトリーチ型の家庭教育支援体制の構築
・家庭教育支援チーム等による家庭教育支援体制の強化
・子どもの基本的な生活習慣づくりの推進のための普及啓発
2. 教育問題を取り上げる効果的な議員活動
(1) 教育問題を取り上げる視点
○教育委員会制度の矛盾点
首長からの独立性、合議制、住民による意思決定
○新制度の注目点
新「教育長」、総合教育会議、教育大綱

別紙①

○議会の重責
新教育施策に関する説明責任、任命に対する同意
(2) 役所を動かす準備（教育編）
・現場主義を徹底する。
・担当とまず協議する。
・教育委員会を傍聴する。
・国・都道府県からヒアリングする。
・メディア等（SNS含む）から情報収集する。
(3) 役所を動かす質問
○質問とは
市町村の行財政全般に渡って、執行機関に疑問点をただし、所信の表明を求めるものである。
○質問の範囲
・その市町村の行財政全般である。
・具体的には、自治事務、法定受託事務を問わず、市町村が処理する一切である。
○質問の効果
・ただ単に執行機関の所信をただしたり、事実関係を明らかにするだけにとどまるものでは決してない。
・所信をただすことによって、執行機関の政治姿勢を明らかにし、それに対する政治責任を明らかにし、結果としては、現行の政策を変更、是正させ、あるいは新規の政策を採用させるなどの目的に効果がある。
○質問の取扱い
・質問は、議題と関係なく行財政全般にわたる議員主導による政策論議であるから、質問する議員も、受ける執行機関も共に十分な準備が必要。
・議員としては、質問の構成を練り理論構成をしてその用紙を議長に通告して質問の原稿を作る。
・一方、議長は、質問要旨を理解して質問と答弁が良くかみ合うように議事進行する義

別紙①

務があるので、通告内容には具体性が必要。
・質問は、議長の許可を得て行うので、通告した質問の内容が市町村行政に全く関係のないものは許されない。また、大所高所からの政策を建設的立場で、簡明で次元の高い質問を展開したい。
・要望やお願い御礼は厳に慎むべき。
(4) 博士論文をマネてみる
・博士論文をマネて作成するなら、文字数ではなく結論重視とし、枚数ではなく質問内容重視でいく。
・注意点として、理事者との関係を決定して進め、結論の設定をしておくこと。
3. 一般質問、決算質疑にいかす教育行政の問題点
人口減少時代の教育行政の問題点について、どのような一般質問や決算質疑をしていけば良いか、パネルディスカッション形式でパネラーのそれぞれの考えを聞いた。
(所感)
今回のセミナーは、熊本県復興支援のため、特別に企画された研修であった。
教育行政について、概要レベルではあるが、学ぶことができた。講師の1人は実際に教育委員をされており、現場に近い話も聴けて良かった。
教育について切り込んでいくためには、議会と教育委員会との関係を知り、教育委員会制度がどのようなものなのかを抑えておく必要があると感じた。また、その上で、課題に関連する法律や条例、そして教育大綱に関連付けて議会質問を行うのが効果的だと思う。執行部を動かす質問をするため、博士論文をマネてみるというのも良い方法だと感じた。答弁マトリックスシートの活用もしてみたいと思う。
本セミナーの内容を踏まえて、活発な議会質問につなげていきたい。
以上

様式第 2 号（政務活動実施報告書）

平成 28 年 7 月 25 日

井原市議会議長

上 野 安 是 様

井原市議会議員 荒木 謙二

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実 施 期 間	平成 28 年 7 月 20 日（水）～平成 28 年 7 月 21 日（木）
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・ 陳情活動先	東京都千代田区外神田 1-7-5 フロントプレイス秋葉原 2 階
3. 研修会等の名称 または視察、要請・ 陳情活動内容	地方が創る日本の未来 議員フォーラム 2016 年 ～地方議会から教育を変える～ ・教育委員から見た役所と議会 ・教育問題を取り上げる効果的な議員活動 ・一般質問、決算質疑にいかす教育行政の問題点
4. 研修会等の講師名 または視察、要請・ 陳情活動先の担当者 名	○一般社団法人家庭教育支援センターペアレンツキャンプ代 表理事、大阪府大東市教育委員 水野 達朗 氏 ○元寝屋川市議会議長、同志社大学生命医科学部講師、医療・ 健康問題研究所代表 宮本 正一 氏 ○大阪市立大学大学院創造都市研究科 准教授 永田 潤子氏
5. 活 動 内 容	別紙①のとおり

1. 報告書は、政務活動終了後 2 週間以内に提出すること。

2. 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

別紙①

1. 教育委員から見た役所と議会
(1) 教育委員会と議会の関係
① 教育委員会制度とは
・ 昭和23年「教育委員会法」が制定
・ 昭和31年「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が制定
② 教育委員会制度の趣旨
○ 政治的中立性の確保
○ 継続性、安定性の確保
○ 地域住民の意向の反映
③ 教育委員会制度の特性
○ 首長からの独立性
○ 合議制
○ 住民による意思決定（レイマンコントロール）
④ 教育委員の役割・・・次のような多岐にわたる
◆ 各種会議への参加（定例会、臨時会議、総合教育会議）
・ 法令の改正に伴う条例等の改定・制定に関する事
・ 議会への議案提出案件の承認等に関する事
・ 人事管理及び執行に関する事
・ 校舎その他の施設に関する事
・ 教具、備品の設備・整備に関する事
・ 学校給食に関する事
・ 教科書採択に関する事
・ スポーツに関する事
・ 文化財の保護に関する事
・ 社会教育に関する事

別紙①

◆各種会議への参加以外の業務
・教育行政の提案及び政策アイデアの提案
・住民の教育ニーズの伝達
・住民への教育問題の説明
・住民への教育委員会の教育政策の周知
・幼稚園及び小中学校で行われる行事への出席
・「入園・入学式」及び「卒園・卒業式」での来賓参加
・公民館等地域で開催される教育関係者団体が主催する行事への出席及び祝辞
・教科書採択に関する評価及び選定
・小中学校の管理職の昇任時の面接
・小中学校等の教育現場の視察
・各種研修及び交流会等への参加
⑤ 首長と教育委員会の関係
・教育委員会は、教育分野に関し、相当広く権限を有している。
・スポーツと文化に関しては、原則教育委員会所管だが、条例を制定すれば首長に移管することが可能
・平成27年の地教行政改正で首長の権限が強化される。
⑥ 教育委員会と議会との関係
★教育施策に関する説明責任
・教育委員会は議会を通じて市民に対する説明責任を果たしている。
・議会質問によって教育行政に市民の声が届いている。
★教育長及び教育委員の任命に対する議会同意
・首長が教育長及び教育委員を選任する際、議会同意を得ることが必要である。
・教育委員会は首長から独立した機関として位置づけられているため、その選任に関する議会同意は極めて重要である。
・今後の教育行政に影響が大きい人選となるので、議会同意は十分吟味し慎重に行うことが望まれる。

別紙①

(2) ターニングポイントを迎えた教育委員会制度
① 旧教育委員会制度の課題
○地域住民の意向を十分に反映していない
○迅速さ、機動性に欠ける
○権限と責任の所在が不明確
○教育委員会の審議等が形骸化している
② 新教育委員会制度（平成27年4月改正）の4つのポイント
○教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置
・首長が直接教育長を任命することにより、任命責任が明確化された。
・緊急時にも、常勤の教育長が教育委員会会議を招集できるようになった。
・第一義的な責任者が教育長に一本化された。
○教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化
・新「教育長」の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集が可能になる。
・委員の定数の3分の1以上が会議に付議すべき事件を示して会議の招集を請求した場合、会議の招集が可能になる。（地教行法14条2項）
・教育長に委任した事務の管理及び執行状況を報告する義務についての規定が教育委員会規則によって定められる。（地教行法25条3項）
・会議の透明化のため、原則として会議の議事録を作成し、公表される。
○すべての地方自治体に「総合教育会議」を設置
・首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になり、首長が公の場で教育政策について議論することが可能になる。
・首長と教育委員会が協議や調整をすることにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが可能になる。
○教育に関する「大綱」を首長が策定
・教育の目標や施策の根本的な方針である「大綱」を地方自治体で定める。
・総合教育会議において、首長と教育委員会が協議や調整を尽くし、首長が「大綱」を策定する。

別紙①

・ 首長及び教育委員会は策定した対応の下に、それぞれの所管する事務を執行する。
(3) 最新の教育行政課題についての5つの提言
① 教育委員の選任課程をチェックしよう
・ 地域割り（地区代表制）の慣行
・ 会派バランスによる慣行
・ 教員や学校関係者が多い
・ 子育て世代の委員が少ない
・ 職種によっては教育委員との両立が難しい
・ 退職後の名誉職になっている例が多い
② 市民に開かれた教育委員会にしよう
○現状の課題：教育委員会の定例会や総合教育会議の傍聴者が少ない
○教育委員会会議の運営上の工夫に関する取り組み
・ 土日、祝日、夕方以降の時間帯（17時00分～）の開催
・ 傍聴者が多数入場できる、大規模な会場での開催
・ 教育委員会会議開催前の事前資料の配布
・ 教育委員会会議の開催日時や議案等の情報をホームページに掲載するなどして積極的に告知
③ 教育委員会事務局に目を向けよう
○教育委員として感じた課題
・ 所管業務が多い（関連資料の量も多い）
・ 教育委員と事務局職員の意見交換の場が少ない
・ 子育て世代の教育委員が少ない（待遇的に厳しい）
○教育委員が動くことで教育委員会事務局が変わった例
・ 教育委員会事務局内に教育委員のデスクを用意させる
・ 学校訪問をすることで、現場と事務局の間の橋渡しをする
・ 傍聴者を増加させるために会議の夜間開催や土日開催を提言

別紙①

④ 教育行政の広報活動を変えよう
○現状の課題
・ 全国と比べても先進的な取り組みがあるのに市民が知らない
・ 教育委員会主催のイベントに人が集まらない
・ 部局ごとの広報活動がバラバラ
○市民に教育行政の取り組みを伝えるための広報活動のポイント
・ ターゲットを絞った広報活動が必要
・ 部局間連携が重要になる
・ 民間の力を有効活用する
⑤ 家庭教育支援を充実させよう
○家庭教育支援とは
教育基本法では、国及び地方公共団体の責務として、家庭教育の自主性を尊重しつ
つ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供など、家庭教育を支援するための必要
な施策を講じることを規定している。
○国の家庭教育に関連する４つの重点事業
・ 学びの機会の充実や多様な主体のネットワークによる家庭教育支援
・ アウトリーチ型の家庭教育支援体制の構築
・ 家庭教育支援チーム等による家庭教育支援体制の強化
・ 子どもの基本的な生活習慣づくりの推進のための普及啓発
２．教育問題を取り上げる効果的な議員活動
（１）教育問題を取り上げる視点
○教育委員会制度の矛盾点
首長からの独立性、合議制、住民による意思決定
○新制度の注目点
新「教育長」、総合教育会議、教育大綱

別紙①

○議会の重責
新教育施策に関する説明責任、任命に対する同意
(2) 役所を動かす準備（教育編）
・現場主義を徹底する。
・担当とまず協議する。
・教育委員会を傍聴する。
・国・都道府県からヒアリングする。
・メディア等（SNS含む）から情報収集する。
(3) 役所を動かす質問
○質問とは
市町村の行財政全般に渡って、執行機関に疑問点をだし、所信の表明を求めるものである。
○質問の範囲
・その市町村の行財政全般である。
・具体的には、自治事務、法定受託事務を問わず、市町村が処理する一切である。
○質問の効果
・ただ単に執行機関の所信をただしたり、事実関係を明らかにするだけにとどまるものではない。
・所信をただすことによって、執行機関の政治姿勢を明らかにし、それに対する政治責任を明らかにし、結果としては、現行の政策を変更、是正させ、あるいは新規の政策を採用させるなどの目的に効果がある。
○質問の取扱い
・質問は、議題と関係なく行財政全般にわたる議員主導による政策論議であるから、質問する議員も、受ける執行機関も共に十分な準備が必要。
・議員としては、質問の構成を練り理論構成をしてその用紙を議長に通告して質問の原稿を作る。
・一方、議長は、質問要旨を理解して質問と答弁が良くかみ合うように議事進行する義

別紙①

務があるので、通告内容には具体性が必要。
・ 質問は、議長の許可を得て行うので、通告した質問の内容が市町村行政に全く関係のないものは許されない。また、大所高所からの政策を建設的立場で、簡明で次元の高い質問を展開したい。
・ 要望やお願い御礼は厳に慎むべき。
(4) 博士論文をマネてみる
・ 博士論文をマネて作成するなら、文字数ではなく結論重視とし、枚数ではなく質問内容重視でいく。
・ 注意点として、理事者との関係を決定して進め、結論の設定をしておくこと。
3. 一般質問、決算質疑にいかす教育行政の問題点
人口減少時代の教育行政の問題点について、どのような一般質問や決算質疑をしていけば良いか、パネルディスカッション形式でパネラーのそれぞれの考えを聞いた。
(所感)
井原市においても「新教育委員会制度」のもと本年度より新「教育長」を設置し、「総合教育会議」が設置されており、「教育大綱」が策定されている。これらが、新制度の目玉であり、「総合教育会議」を今後は、傍聴すべきと考えている。また、「教育大綱」の内容についても本市の考え方を研究すべきと考える。
教育行政改革が、求められている中、人口減少時代にどう子育て世代に魅力的なまちづくりをするかを意識して、教育行政課題に取り組まなければならないと痛感した。
以上

様式第2号（政務活動実施報告書）

2016年 7月29日

井原市議会議長
上 野 安 是 様

井原市議会議員 惣台 己吉

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実 施 期 間	平成28年7月20日（水）～平成28年7月21日（木）
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・ 陳情活動先	東京都千代田区外神田 1-7-5 フロントプレイス秋葉原 2 階
3. 研修会等の名称 または視察、要請・ 陳情活動内容	地方が創る日本の未来 議員フォーラム2016年 ～地方議会から教育を変える～ ○教育委員から見た役所と議会 ○教育問題を取り上げる効果的な議員活動 ○一般質問、決算質疑にいかす教育行政の問題点
4. 研修会等の講師名 または視察、要請・ 陳情活動先の担当者 名	○一般社団法人家庭教育支援センターペアレンツキャンプ代 表理事、大阪府大東市教育委員 水野 達朗 氏 ○元寝屋川市議会議員、同志社大学生命医科学部講師、医療・ 健康問題研究所代表 宮本 正一 氏 ○大阪市立大学大学院創造都市研究科 准教授 永田 潤子氏
5. 活 動 内 容	別紙①のとおり

1. 報告書は、政務活動終了後2週間以内に提出すること。
2. 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

別紙①

1. 教育委員から見た役所と議会	
(1) 教育委員会と議会の関係	
① 教育委員会制度とは	
・昭和23年「教育委員会法」が制定	
・昭和31年「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が制定	
② 教育委員会制度の趣旨	
○政治的中立性の確保	
○継続性、安定性の確保	
○地域住民の意向の反映	
③ 教育委員会制度の特性	
○首長からの独立性	
○合議制	
○住民による意思決定（レイマンコントロール）	
④ 教育委員の役割・・・次のような多岐にわたる	
◆各種会議への参加（定例会、臨時会議、総合教育会議）	
・法令の改正に伴う条例等の改定・制定に関する事	
・議会への議案提出案件の承認等に関する事	
・人事管理及び執行に関する事	
・校舎その他の施設に関する事	
・教具、備品の設備・整備に関する事	
・学校給食に関する事	
・教科書採択に関する事	
・スポーツに関する事	
・文化財の保護に関する事	
・社会教育に関する事	

別紙①

◆各種会議への参加以外の業務
・教育行政の提案及び政策アイデアの提案
・住民の教育ニーズの伝達
・住民への教育問題の説明
・住民への教育委員会の教育政策の周知
・幼稚園及び小中学校で行われる行事への出席
・「入園・入学式」及び「卒園・卒業式」での来賓参加
・公民館等地域で開催される教育関係者団体が主催する行事への出席及び祝辞
・教科書採択に関する評価及び選定
・小中学校の管理職の昇任時の面接
・小中学校等の教育現場の視察
・各種研修及び交流会等への参加
⑤ 首長と教育委員会の関係
・教育委員会は、教育分野に関し、相当広く権限を有している。
・スポーツと文化に関しては、原則教育委員会所管だが、条例を制定すれば首長に移管することが可能
・平成２７年の地教行政改正で首長の権限が強化される。
⑥ 教育委員会と議会との関係
★教育施策に関する説明責任
・教育委員会は議会を通じて市民に対する説明責任を果たしている。
・議会質問によって教育行政に市民の声が届いている。
★教育長及び教育委員の任命に対する議会同意
・首長が教育長及び教育委員を選任する際、議会同意を得ることが必要である。
・教育委員会は首長から独立した機関として位置づけられているため、その選任に関する議会同意は極めて重要である。
・今後の教育行政に影響が大きい人選となるので、議会同意は十分吟味し慎重に行うことが望まれる。

別紙①

(2) ターニングポイントを迎えた教育委員会制度
① 旧教育委員会制度の課題
○地域住民の意向を十分に反映していない
○迅速さ、機動性に欠ける
○権限と責任の所在が不明確
○教育委員会の審議等が形骸化している
② 新教育委員会制度（平成27年4月改正）の4つのポイント
○教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置
・首長が直接教育長を任命することにより、任命責任が明確化された。
・緊急時にも、常勤の教育長が教育委員会会議を招集できるようになった。
・第一義的な責任者が教育長に一本化された。
○教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化
・新「教育長」の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集が可能になる。
・委員の定数の3分の1以上が会議に付議すべき事件を示して会議の招集を請求した場合、会議の招集が可能になる。（地教行法14条2項）
・教育長に委任した事務の管理及び執行状況を報告する義務についての規定が教育委員会規則によって定められる。（地教行法25条3項）
・会議の透明化のため、原則として会議の議事録を作成し、公表される。
○すべての地方自治体に「総合教育会議」を設置
・首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になり、首長が公の場で教育政策について議論することが可能になる。
・首長と教育委員会が協議や調整をすることにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたる事が可能になる。
○教育に関する「大綱」を首長が策定
・教育の目標や施策の根本的な方針である「大綱」を地方自治体で定める。
・総合教育会議において、首長と教育委員会が協議や調整を尽くし、首長が「大綱」を策定する。

別紙①

・ 首長及び教育委員会は策定した対応の下に、それぞれの所管する事務を執行する。
(3) 最新の教育行政課題についての5つの提言
① 教育委員の選任課程をチェックしよう
・ 地域割り（地区代表制）の慣行
・ 会派バランスによる慣行
・ 教員や学校関係者が多い
・ 子育て世代の委員が少ない
・ 職種によっては教育委員との両立が難しい
・ 退職後の名誉職になっている例が多い
② 市民に開かれた教育委員会にしよう
○現状の課題：教育委員会の定例会や総合教育会議の傍聴者が少ない
○教育委員会会議の運営上の工夫に関する取り組み
・ 土日、祝日、夕方以降の時間帯（17時00分～）の開催
・ 傍聴者が多数入場できる、大規模な会場での開催
・ 教育委員会会議開催前の事前資料の配布
・ 教育委員会会議の開催日時や議案等の情報をホームページに掲載するなどして積極的に告知
③ 教育委員会事務局に目を向けよう
○教育委員として感じた課題
・ 所管業務が多い（関連資料の量も多い）
・ 教育委員と事務局職員の意見交換の場が少ない
・ 子育て世代の教育委員が少ない（待遇的に厳しい）
○教育委員が動くことで教育委員会事務局が変わった例
・ 教育委員会事務局内に教育委員のデスクを用意させる
・ 学校訪問をすることで、現場と事務局の間の橋渡しをする
・ 傍聴者を増加させるために会議の夜間開催や土日開催を提言

別紙①

④ 教育行政の広報活動を変えよう
○現状の課題
・ 全国と比べても先進的な取り組みがあるのに市民が知らない
・ 教育委員会主催のイベントに人が集まらない
・ 部局ごとの広報活動がバラバラ
○市民に教育行政の取り組みを伝えるための広報活動のポイント
・ ターゲットを絞った広報活動が必要
・ 部局間連携が重要になる
・ 民間の力を有効活用する
⑤ 家庭教育支援を充実させよう
○家庭教育支援とは
教育基本法では、国及び地方公共団体の責務として、家庭教育の自主性を尊重しつ
つ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供など、家庭教育を支援するための必要
な施策を講じることを規定している。
○国の家庭教育に関連する４つの重点事業
・ 学びの機会の充実や多様な主体のネットワークによる家庭教育支援
・ アウトリーチ型の家庭教育支援体制の構築
・ 家庭教育支援チーム等による家庭教育支援体制の強化
・ 子どもの基本的な生活習慣づくりの推進のための普及啓発
２．教育問題を取り上げる効果的な議員活動
（１）教育問題を取り上げる視点
○教育委員会制度の矛盾点
首長からの独立性、合議制、住民による意思決定
○新制度の注目点
新「教育長」、総合教育会議、教育大綱

別紙①

○議会の重責
新教育施策に関する説明責任、任命に対する同意
(2) 役所を動かす準備（教育編）
・現場主義を徹底する。
・担当とまず協議する。
・教育委員会を傍聴する。
・国・都道府県からヒアリングする。
・メディア等（SNS含む）から情報収集する。
(3) 役所を動かす質問
○質問とは
市町村の行財政全般に渡って、執行機関に疑問点をただし、所信の表明を求めるものである。
○質問の範囲
・その市町村の行財政全般である。
・具体的には、自治事務、法定受託事務を問わず、市町村が処理する一切である。
○質問の効果
・ただ単に執行機関の所信をただしたり、事実関係を明らかにするだけにとどまるものではない。
・所信をただすことによって、執行機関の政治姿勢を明らかにし、それに対する政治責任を明らかにし、結果としては、現行の政策を変更、是正させ、あるいは新規の政策を採用させるなどの目的に効果がある。
○質問の取扱い
・質問は、議題と関係なく行財政全般にわたる議員主導による政策論議であるから、質問する議員も、受ける執行機関も共に十分な準備が必要。
・議員としては、質問の構成を練り理論構成をしてその用紙を議長に通告して質問の原稿を作る。
・一方、議長は、質問要旨を理解して質問と答弁が良くかみ合うように議事進行する義

別紙①

[illegible]

(所感)
○ 教育委員会と議会の関係
※教育施策に関する説明責任
・教育委員会は議会を通じて市民に対する説明責任を課している
・議会質問によって教育行政に市民の声が届いている
※首長が教育長及び教育委員を任命する際
・議会同意を得ることが必要
○ 新教育委員会制度
・政治的中立性の確保は変わらない
・教育委員会は引き続き執行機関
・総合教育会議で首長と協議・調整は行うが、最終的な執行権限は教育委員会
に留保されている。
◎ 議会と教育委員会との関係、教育委員会制度がどのようなものかを抑え、その上で
課題に関連する法律や条令、昨今においては教育大綱に関連付けて議会質問を行う
のが効果的である。
○ 質問の効果
・ただ単に執行機関の所信をただしたり、事実関係を明らかにするだけにとどまる
ものではない。
・結果として、現行の政策を変更、是正させ、あるいは新規の政策を採用させる
などの目的、効果があるようにする。
以上